

諮問第1号

審査請求に関する諮問について

鶴ヶ島市公の施設使用料減免対象団体登録の申請を不承認とした処分の取消しを求める審査請求について、別紙のとおり棄却することについて意見を求める。

令和6年8月27日提出

鶴ヶ島市長 齊藤芳久

提 案 理 由

鶴ヶ島市公の施設使用料減免対象団体登録の申請を不承認とした処分についての審査請求に対する裁決をしたいので、地方自治法第229条第2項の規定により、この案を提出するものである。

諮問の内容

1 審理関係人

- (1) 審査請求人 (略)
- (2) 処分庁 鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

2 審査請求人に係る処分

審査請求人による鶴ヶ島市公の施設使用料減免対象団体登録の令和6年度の申請を不承認とした処分（以下「本件処分」という。）

3 事案の内容

処分庁が審査請求人に対し、令和6年2月28日付けで行った本件処分について、審査請求人が当該申請をした（略）は、鶴ヶ島市公の施設に係る使用料の減額及び免除の基準等に関する規則（平成22年規則第1号）及び鶴ヶ島市公の施設に係る使用料の減額及び免除の基準等に関する規則の運用に関する要綱（平成22年告示第73号）（以下「規則等」という。）に規定する減免基準の要件である「ボランティア活動その他の社会貢献活動を目的として設立された団体」に該当すると主張して、本件処分の取消しを求めるもの

4 事案の経緯

- (1) 令和6年1月24日、（略）の代表である審査請求人が、鶴ヶ島市農業交流センターに来庁し、処分庁に鶴ヶ島市公の施設使用料減免対象団体登録申請書を提出
- (2) 令和6年2月13日、公の施設の施設長による連絡及び調整の会議において、（略）は、「ボランティア活動その他の社会貢献活動を目的として設立された団体」か判断するための基準（令和5年市長決裁）（以下「判断基準」という。）に該当しないと判断
- (3) 令和6年2月29日、処分庁が、審査請求人に鶴ヶ島市公の施設使用料減免対象団体登録不承認決定通知書を発送
- (4) 令和6年3月13日、審査請求人が、本件処分を不服として、本件処分に係る審査請求書を提出

5 棄却しようとする理由

本件処分に違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張は、次のとおり理由がないため

(1) 活動目的及び活動内容について

ア 審査請求人の主張

(略)の生産者を応援しつつ、鶴ヶ島市の魅力をPRする活動は、規則等及び判断基準に規定する減免基準の要件を満たす社会貢献を主たる目的とした活動である。

イ 処分庁の主張

(略)の活動は、審査請求人から申請時に提出された(略)規約及び(略)会則に、判断基準1の項に規定する「会則の設立目的に「ボランティア活動をするため」などの記載」がなかったため、社会貢献を主たる目的とした活動には当たらない。

ウ 審査庁の判断

規則等に規定する減免基準の要件で社会貢献活動を目的として設立された団体の例示として挙げているボランティア活動については、明確な定義を行うことは難しいが、一般的には「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する行為」を指してボランティア活動と言われており、活動の性格として、「自主性（主体性）」、「社会性（連帯性）」、「無償性（無給性）」等が挙げられる。そのため、この点については、単に団体の会則の設立目的に「ボランティア活動をするため」の表記がないことをもって、社会貢献を目的とした活動に当たらないとする処分庁の主張は適当とは言えないが、判断基準に定めがある以上、処分庁の処分は違法又は不当ではない。

(2) 事業計画について

ア 審査請求人の主張

令和6年度の(略)の活動は、規則等及び判断基準に規定する減免基準の要件を満たす社会貢献を主たる目的とした計画となっている。

イ 処分庁の主張

(略)の活動は、審査請求人から申請時に提出された令和6年度事業計画書

の中で、判断基準3の項に規定する「ボランティア活動その他の社会貢献活動の頻度がおおむね月1回程度」であることが確認できなかったため、減免の対象となる要件には当たらない。

ウ 審査庁の判断

令和6年度の(略)の活動予定回数は5回で、うち2回は料理試作とコミュニティ支援を目的としたランチ会の開催であり、コロナ禍明けの状況下を鑑みても、処分庁の処分は違法又は不当ではない。

なお、処分庁は、令和6年度事業計画書について、判断基準を満たした活動内容で再度申請すれば、再度審査する旨を審査請求人に伝えたことからすると、処分庁が一方的に本件処分を行ったとは言えず、(略)は、申請が承認される余地はあった。

(3) 事業実績について

ア 審査請求人の主張

(略)が鶴ヶ島市農業交流センターで実施してきた料理講習会等の活動は、判断基準4の項に規定する「市内を中心にボランティア活動その他の社会貢献活動の頻度がおおむね月1回程度」を前提とした中で、「活動内容によってはこれより少ない頻度も可とする。」に当たる。

イ 処分庁の主張

(略)の活動は、審査請求人から申請時に提出された令和5年度事業実績の中で、判断基準4の項に規定する「市内を中心にボランティア活動その他の社会貢献活動の頻度がおおむね月1回程度」であったことが確認できなかったため、減免の対象となる要件には当たらない。

ウ 審査庁の判断

令和5年度の(略)の活動回数は2回で、うち1回は市内の飲食店を応援することを目的としたランチ会の開催であり、コロナ禍明けの状況下を鑑みても、処分庁の処分は違法又は不当ではない。